

大口町告示第37号

大口町生きがい活動支援通所事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町生きがい活動支援通所事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成12年大口町告示第63号）の一部を次のように改正する。

様式第2、様式第4及び様式第7中

「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起できます。（処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算してから6か月以内に提起することができます。」を

削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。